

2025

依頼試験等補助事業

自社の技術開発・製品開発等に係る課題の解決または技術革新を図るため、企業が試験機関を利用する経費の一部を補助します。

補助対象者	中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、以下の条件を全て満たしている者。 ①製造業または情報通信業のうちソフトウェア業を営んでいること。 ②区内に本社または主たる事業所を有する中小企業、または区内に事業主の住所がある個人事業者。 ③区内において引き続き1年以上事業を営んでいること。 ④法人都民税（個人事業者の場合は特別区民税）を滞納していないこと。
補助要件	①補助対象期間に依頼試験等を実施し、経費の支出を行うこと。 ②同一の依頼試験等を対象として、北区以外から経費の補助を受け、または交付決定を受けていないこと。
補助対象機関	機器利用の場合は①又は②のみ、 依頼試験、検査等の場合は①～④の機関の利用が対象です。 ①学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学又は高等専門学校 ②研究開発を主たる業務とする国若しくは地方公共団体が設立した研究機関又は独立行政法人 ③国または地方公共団体により登録認定を受けた国内事業者又は独立行政法人 ④下記の試験所認定機関により登録認定を受けた国内事業者 ・（独）製品評価技術基盤整備機構認定センター ・（公財）日本適合性認定協会 ・（株）電磁環境試験所認定センター
補助対象経費	技術開発・製品開発に係る課題の解決又は技術革新を図るため、試験研究機関で製品の機器利用、依頼試験、検査等を行い支払った経費。 ※消費税等の間接経費は対象外です。
補助限度額	10万円
補助率	2分の1
件数	20件程度 ※先着順
補助対象期間	2026年2月27日まで
申請書類	①交付申請書・申請内訳書（北区HPからダウンロード可） ②会社概要…会社案内、自社HP等（会社設立年月、資本金又は従業員数を記載） ③直近の法人都民税（個人事業者の場合は特別区民税・都民税）の納付が確認できる納税証明書、又は非課税証明書 ④依頼試験等の依頼を証する書類 （例）試験申込書、試験依頼書、機器利用承認書など（写し可） ⑤補助対象経費の支出明細書及び支払いが確認できる書類（領収書、銀行振込明細書、ネットバンキング等の写し） ⑥返信用封筒（申請者の住所・氏名を記載し切手を貼ったもの） ⇒A4サイズの交付決定通知書を三つ折りで一枚お送りします。

お申し込みの流れ



東京都北区産業振興課商工係
〒114-8503 北区王子1-11-1 北とぴあ11階
TEL：03-5390-1235 FAX：03-5390-1141
詳しくは北区HPをご覧ください。→

